

6 おもちゃには、アクリル酸ビニル（2-エチルヘキシル）を原料として用いたポリ塩化ビニルを主成分とする合成樹脂を原料として用いたものではない。

7 食料衛生法施行規則第23条第1項に規定するおもちゃには、アクリル酸ビニルを原料として用いたポリ塩化ビニルを主成分とする合成樹脂を原料として用いたものではない。

○経済産業省告示第二四九号

日本国において国際寄託当局が行う特許手続上の微生物の寄託の国際的承認に関するブダペスト条約に基づく微生物の寄託等に関する実施要綱を次のように定めたので、告示する。

平成十四年八月二日

経済産業大臣 平沼 赳夫

（通則）

第一条 日本国において国際寄託当局が行う特許手続上の微生物の寄託の国際的承認に関するブダペスト条約（以下「条約」という。）に基づく微生物の寄託等については、この実施要綱の定めるところによる。

（原寄託申請）

第二条 第九条及び第十一条の場合を除き、微生物の寄託をしようとする者は、その微生物及び国際寄託当局の長が定める申請書を国際寄託当局の長に提出しなければならない。

（微生物の提出の省略）

第三条 前条の申請（以下「原寄託申請」という。）が次の各号のいずれかに該当する場合には、前条の微生物の提出に代えてその微生物に係る受託証の写しを提出することができる。

一 その原寄託申請に係る微生物が既に特許法第二十七条の第二項の規定により特許庁長官の指定する機関（以下「指定機関」という。）に寄託されているとき

二 特許手続上の微生物の寄託の国際的承認に関するブダペスト条約に基づく規則（以下「規則」という。）¹（e）²（規則³）において準用する場合を含む。）に基づく移送が行われたとき

（微生物の形態等）

第四条 微生物の原寄託をしようとする者は、国際寄託当局が条約上の国際寄託当局としての業務を遂行するために必要な量の微生物を提出しなければならない。

2 前項の微生物の提出の方法は、国際寄託当局の長が定めるものとする。

（受託の拒否）

第五条 国際寄託当局の長は、次に掲げる場合は、その微生物についての受託を拒否することができる。

一 その微生物が第二十一条の規定により国際寄託機関の長が定めた種類の微生物でないとき

二 国際寄託当局がその微生物につき条約及び規則に従って行わなければならない業務を技術的に遂行することができないとき

三 その微生物が明らかに失われている状態又は科学的理由によりその微生物について受託することができない状態であるとき

2 国際寄託当局の長は、前項の規定により受託を拒否したときは、その旨を理由を付して微生物の原寄託をしようとする者に通知するものとする。

（微生物についての受託等）

第六条 国際寄託当局の長は、原寄託申請が次の各号のいずれかに該当する場合を除き、その原寄託申請に係る微生物について受託するものとする。

一 第四条第一項の要件を満たしていないとき

二 第四条第二項に基づき国際寄託当局の長が定める方法に反するとき

三 第二条の申請書が日本語で作成されていないとき

四 第二十四条第一項の規定により納付すべき手数料を納付しないとき

五 その原寄託申請に係る微生物が前条第一項各号のいずれかに該当するとき

2 国際寄託当局の長は、原寄託申請が前項第一号から第四号までの各号のいずれかに該当するときは、相当の期間を指定して、書面により手続の補正をすることを求めるものとする。

3 国際寄託当局の長は、前項の規定により手続の補正をすることを求められた者が手続の補正をしたときは、その原寄託申請に係る微生物について受託するものとする。

（取り下げられたものとみなす旨の通知等）

第七条 国際寄託当局の長は、前条第二項の規定により手続の補正をすることを求められた者が同項の規定により指定した期間内にその補正をしないときは、その原寄託申請が取り下げられたものとみなす。

2 この場合において、国際寄託当局の長は、その旨を微生物の原寄託をしようとする者に通知するものとする。

（受託証の交付）

第八条 国際寄託当局の長は、原寄託申請に係る微生物について受託したときは、寄託者に対し、受託証を交付するものとする。

（再寄託申請）

第九条 条約第四条の再寄託をしようとする者は、その微生物及び国際寄託当局の長が定める様式の申請書を国際寄託当局の長に提出しなければならない。

（準用）

第十条 第四条から第八条までの規定は、前条の再寄託に準用する。

（移送に係る寄託）

第十一条 国際寄託当局の長は、規則^{5.1}（a）¹（規則^{4.3}）において準用する場合を含む。）の移送に係る微生物を受領したときは、寄託者に対し、受託証を交付するものとする。

（科学的性質及び分類学上の位置の表示等）

第十二条 寄託者は、第二条若しくは第九条の申請書又は第十一条の場合にあつては、その移送に係る寄託の申請書にその寄託に係る微生物の科学的性質又は分類学上の位置を記載しなかつたときは、後日これを表示することができる。

2 寄託者は、既にした微生物の科学的性質又は分類学上の位置の記載について修正をすることができない。

3 前二項の表示又は修正は、国際寄託当局の長が定める様式によりしなければならない。

4 第一項の表示又は第二項の修正をした寄託者は、その表示又はその修正に関し、証明を請求することができる。

5 前項の請求は、第一項の表示又は第二項の修正と同時にする場合を除き、国際寄託当局の長が定める様式によりしなければならない。

（生存試験）

第十三条 国際寄託当局の長は、次の各号のいずれかに該当する場合には、寄託された微生物について生存試験を行うものとする。

一 原寄託、再寄託又は移送が行われたとき

二 寄託者の請求があつたとき

三 国際寄託当局の長が寄託された微生物の保管に必要であると認めたととき

2 前項第二号の請求は、国際寄託当局の長が定める様式によりしなければならない。

（生存に関する証明）

第十四条 国際寄託当局の長は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、寄託された微生物についての生存に関する証明書を交付するものとする。

一 原寄託、再寄託又は移送が行われたとき

二 寄託者

三 寄託者の請求があつたとき

四 寄託者の請求があつたとき

五 寄託者の請求があつたとき

六 寄託者の請求があつたとき

七 寄託者の請求があつたとき

八 寄託者の請求があつたとき

九 寄託者の請求があつたとき

十 寄託者の請求があつたとき

十一 寄託者の請求があつたとき

十二 寄託者の請求があつたとき

十三 寄託者の請求があつたとき

十四 寄託者の請求があつたとき

十五 寄託者の請求があつたとき

十六 寄託者の請求があつたとき

十七 寄託者の請求があつたとき

十八 寄託者の請求があつたとき

十九 寄託者の請求があつたとき

二十 寄託者の請求があつたとき

二十一 寄託者の請求があつたとき

二十二 寄託者の請求があつたとき

二十三 寄託者の請求があつたとき

二十四 寄託者の請求があつたとき

二十五 寄託者の請求があつたとき

二十六 寄託者の請求があつたとき

二十七 寄託者の請求があつたとき

二十八 寄託者の請求があつたとき

二十九 寄託者の請求があつたとき

三十 寄託者の請求があつたとき

三十一 寄託者の請求があつたとき

三十二 寄託者の請求があつたとき

三十三 寄託者の請求があつたとき

三十四 寄託者の請求があつたとき

三十五 寄託者の請求があつたとき

三十六 寄託者の請求があつたとき

三十七 寄託者の請求があつたとき

三十八 寄託者の請求があつたとき

三十九 寄託者の請求があつたとき

四十 寄託者の請求があつたとき

四十一 寄託者の請求があつたとき

四十二 寄託者の請求があつたとき

四十三 寄託者の請求があつたとき

四十四 寄託者の請求があつたとき

四十五 寄託者の請求があつたとき

四十六 寄託者の請求があつたとき

四十七 寄託者の請求があつたとき

四十八 寄託者の請求があつたとき

四十九 寄託者の請求があつたとき

五十 寄託者の請求があつたとき

五十一 寄託者の請求があつたとき

五十二 寄託者の請求があつたとき

五十三 寄託者の請求があつたとき

五十四 寄託者の請求があつたとき

五十五 寄託者の請求があつたとき

五十六 寄託者の請求があつたとき

五十七 寄託者の請求があつたとき

五十八 寄託者の請求があつたとき

五十九 寄託者の請求があつたとき

六十 寄託者の請求があつたとき

六十一 寄託者の請求があつたとき

六十二 寄託者の請求があつたとき

六十三 寄託者の請求があつたとき

六十四 寄託者の請求があつたとき

六十五 寄託者の請求があつたとき

六十六 寄託者の請求があつたとき

六十七 寄託者の請求があつたとき

六十八 寄託者の請求があつたとき

六十九 寄託者の請求があつたとき

七十 寄託者の請求があつたとき

七十一 寄託者の請求があつたとき

七十二 寄託者の請求があつたとき

七十三 寄託者の請求があつたとき

七十四 寄託者の請求があつたとき

七十五 寄託者の請求があつたとき

七十六 寄託者の請求があつたとき

七十七 寄託者の請求があつたとき

七十八 寄託者の請求があつたとき

七十九 寄託者の請求があつたとき

八十 寄託者の請求があつたとき

八十一 寄託者の請求があつたとき

八十二 寄託者の請求があつたとき

八十三 寄託者の請求があつたとき

八十四 寄託者の請求があつたとき

八十五 寄託者の請求があつたとき

八十六 寄託者の請求があつたとき

八十七 寄託者の請求があつたとき

八十八 寄託者の請求があつたとき

八十九 寄託者の請求があつたとき

九十 寄託者の請求があつたとき

九十一 寄託者の請求があつたとき

九十二 寄託者の請求があつたとき

九十三 寄託者の請求があつたとき

九十四 寄託者の請求があつたとき

九十五 寄託者の請求があつたとき

九十六 寄託者の請求があつたとき

九十七 寄託者の請求があつたとき

九十八 寄託者の請求があつたとき

九十九 寄託者の請求があつたとき

百 寄託者の請求があつたとき

第十五条 国際寄託当局の長は、規則^{11.1}、^{11.2}又は規則^{11.3}の規定により次の各号に掲げる者の請求があつたときは、次条の規定により拒否する場合を除き、寄託された微生物の試料を分譲するものとする。

一 工業所有権庁

二 寄託者又はその寄託者に係る微生物の試料を分譲することについて承諾を得た者

三 寄託された微生物の試料の分譲について法令上の資格を有する者

2 前項の請求は、国際寄託当局の長が定める様式によりしなければならない。

（分譲の拒否）

第十六条 国際寄託当局の長は、前条第一項の請求に係る微生物が健康又は環境に対し害を及ぼし、又は及ぼすおそれのある性質を有する場合において、請求人がその微生物を管理することができないと認めたとときは、その微生物の試料の分譲を拒否することができる。